

財務省告示第三百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第九十

八回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第一百一号）第十一
条第一項及び国債整理基金特別

会計法（明治三十九年法律第六
号）第五条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「
競争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、決定価格を競争入札におい
て決定価格を受け入れた申込み
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下
「競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争

入札発行

も申込みのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分により

各申込みの応募額を案分により

札発行競争入

割り当てての応募額を案分により

五 発行額

十二 初期利子

平成十五年一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{仕掛録金額}}{100} \times \frac{0.1}{1} \times 2$$

十三 第二期以後の利子

毎年一月二十日及び七月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 償還金額

平成十六年七月二十日額面金額百円につき百円

十五 元利支

日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払

十六 入札参加

取扱店並びに取扱郵便局財務大臣から通知を受けた者

十七 払込期日

平成十四年七月二十二日